

群馬県保健医療計画別冊 I に掲載されている医療機関一覧の更新について (令和2年2月～令和2年5月末までの更新分)

県では、5疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患)、5事業(救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療)及び在宅医療ごとに医療機能の基準を定め、基準を満たす医療機関について、第8次群馬県保健医療計画別冊 I に掲載しています。

このたび、次の該当区分について掲載内容を更新したので、報告します。

なお、第8次群馬県保健医療計画別冊 I は、県ホームページ(次のURL参照)でご覧いただけます。

http://www.pref.gunma.jp/02/d10g_00039.html

該当区分	保健医療圏	医療機関名	医療段階区分	変更内容		理由
がん	伊勢崎	シニアパーク訪問看護ステーション華蔵寺の里	【基準6】在宅療養支援(訪問看護事業所)	削除		廃止
	高崎・安中	ナースステーション ようざん	【基準6】在宅療養支援(訪問看護事業所)	削除		同上
		訪問看護ステーション 虹色	【基準6】在宅療養支援(訪問看護事業所)	削除		同上
	太田・館林	訪問看護ステーションマゼンダ	【基準6】在宅療養支援(訪問看護事業所)	削除		同上
糖尿病	太田・館林	ホームケアクリニック一期の家	【基準1】初期・安定期治療	削除		同上
精神疾患	高崎・安中	ポラン心療内科	【基準1】治療・回復・社会復帰 等	削除		同上
	太田・館林	ホームケアクリニック一期の家	【基準1】治療・回復・社会復帰 等	削除		同上
	前橋	はやぶさクリニック	【基準3】身体合併症対策	削除		同上
救急医療	太田・館林	太田記念病院	【基準1】第三次救急医療機関		内容変更	適合状況に変更があったため ※
	前橋	赤城病院	【基準2】第二次救急医療機関	追加		【新規】新たに基準を満たしたため
	高崎・安中	産婦人科館出張佐藤病院	【基準2】第二次救急医療機関	削除		廃止
	桐生	大和病院	【基準2】第二次救急医療機関	削除		同上
へき地医療	沼田	ホワイト歯科クリニック	【基準1】へき地の診療を担う医療機関	削除		同上
在宅医療	前橋	はやぶさクリニック	【基準2】在宅医療の実施(一般診療所)	削除		同上
	伊勢崎	今井外科医院	【基準2】在宅医療の実施(一般診療所)	削除		同上
	富岡	保阪医院	【基準2】在宅医療の実施(一般診療所)	削除		同上
	太田・館林	ホームケアクリニック一期の家	【基準2】在宅医療の実施(一般診療所)	削除		同上
	太田・館林	福田歯科医院	【基準2】在宅医療の実施(歯科診療所)	削除		同上
	前橋	訪問看護ステーションさくら北前橋	【基準2】在宅医療の実施(訪問看護事業所)	削除		同上
	伊勢崎	シニアパーク訪問看護ステーション華蔵寺の里	【基準2】在宅医療の実施(訪問看護事業所)	削除		同上
	高崎・安中	ナースステーション ようざん	【基準2】在宅医療の実施(訪問看護事業所)	削除		同上
	高崎・安中	訪問看護ステーション虹色	【基準2】在宅医療の実施(訪問看護事業所)	削除		同上
	吾妻	嬭恋村訪問看護ステーションそよ風	【基準2】在宅医療の実施(訪問看護事業所)	削除		同上
	太田・館林	訪問看護ステーションマゼンダ	【基準2】在宅医療の実施(訪問看護事業所)	削除		同上

(備考)

※ 「地域救命救急センター」から「救命救急センター」に記載内容を変更

改正後	現 行
<p>1 がん</p> <p>○医療機関の掲載基準</p> <p>【基準1】 専門的ながん治療</p> <p>以下のいずれかの項目に該当している病院</p> <p>①厚生労働大臣から「がん診療連携拠点病院」の指定を受けていること</p> <p>②厚生労働大臣から「地域がん診療病院」の指定を受けていること</p> <p>③厚生労働大臣から「特定領域がん診療連携拠点病院」の指定を受けていること</p> <p>④厚生労働大臣から「がんゲノム医療中核拠点病院」又は「がんゲノム医療拠点病院」の指定を受けていること</p> <p>⑤「がんゲノム医療中核拠点病院」又は「がんゲノム医療拠点病院」から「がんゲノム医療連携病院」の指定を受けていること</p> <p>⑥「関東信越地域小児がん医療提供体制連絡協議会」から「小児がん連携病院」の指定を受けていること</p> <p>⑦群馬県知事から「群馬県がん診療連携推進病院」の指定を受けていること</p> <p>【基準2】 がん治療</p> <p>以下省略</p>	<p>1 がん</p> <p>○医療機関の掲載基準</p> <p>【基準1】 専門的ながん治療</p> <p>以下のいずれかの項目に該当している病院</p> <p>①厚生労働大臣から「がん診療連携拠点病院」の指定を受けていること</p> <p>③厚生労働大臣から「地域がん診療病院」の指定を受けていること</p> <p>③厚生労働大臣から「特定領域がん診療連携拠点病院」の指定を受けていること</p> <p>④「群馬県がん診療連携中核病院」の指定を受けていること</p> <p>⑤「群馬県がん診療連携推進病院」の指定を受けていること</p> <p>⑥「関東信越地域小児がん医療提供体制協議会」の構成医療機関</p> <p>【基準2】 がん治療</p> <p>以下省略</p>

別冊Ⅰ 掲載基準改正に伴う医療機関一覧の修正内容（がん）

1 掲載項目の修正について

○医療機関一覧

（１）中部地域〔前橋市、渋川市、榛東村、吉岡町、伊勢崎市、玉村町〕

※ほか各地域についても同様に修正予定

〔基準１に該当する病院〕

【現行】

No.	市町村	医療機関名	がん診療連携拠点病院	群馬県がん診療連携中核病院	群馬県がん診療連携推進病院	関東信越地域小児がん医療提供体制協議会	備考



【改正後】

No.	市町村	医療機関名	がん診療連携拠点病院	群馬県がん診療連携中核病院	群馬県がん診療連携推進病院	関東信越地域小児がん医療提供体制協議会	備考



2 新規追加項目について

（１）全県

①がんゲノム医療

〔基準１に該当する病院〕

No.	市町村	医療機関名	備考
1	太田市	群馬県立がんセンター	

②小児がん

〔基準１に該当する病院〕

No.	市町村	医療機関名	備考
1	前橋市	群馬大学医学部附属病院	
2	渋川市	群馬県立小児医療センター	